

資料96-3

接続料の算定等に関する研究会（第96回） モバイル接続料の検証について

2025年5月30日
ソフトバンク株式会社

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

1-1.MVNO殿への情報開示について

昨年に引き続き積極的にMVNO殿へ情報開示

今回はよりタイムリーな情報提供を実現すべく、

精算接続料の届出後速やかに予測値と実績値の差異の理由を開示

2024年12月

2025年1月

2025年2月

2025年3月

2025年4月

届出

精算接続料

将来原価接続料

実績原価接続料等

情報開示

予測値と実績値の
差異の理由

1月に前倒し

予測値と実績値の
差異の理由

予測値と予測値の
差異の理由

見込みの考え方

1-2.予測値算定方法に関する論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ■ 次回、2025年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年度届出予測接続料について、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考えです。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「予測値と実績値の差異」について、来年度、2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、再来年度、2026年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MVNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討することが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年度以降の届出に当たり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載する考えです。 ● 今後も、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方反映していく考えです。
<ul style="list-style-type: none"> ■ MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等について、引き続きMVNOによる情報開示状況を確認することが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、昨年に引き続き、総務省殿に届出している算定根拠をベースに、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に係る情報も含めて、今年も2024年度届出に関する情報を積極的に開示しています。 ● また、2024年度届出に関する情報開示について、予測値と実績値の差異等を1月（昨年度は4月）に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、よりタイムリーな情報提供を実施しました。 ● 2024年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込み値及び上限により算定する場合の見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、現状、MVNO殿からは問い合わせを頂いておりませんが、ご要望があった場合は真摯に対応する予定です。

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

2-1.原価の適正性確保に関する当社の基本的な考え方

原価配賦の適正性は資産・費用毎の利用実態を適切に反映させることにより確保される
これまでの費用配賦WGにおいても、上記観点に基づき十分に議論を行い整理がされたところ

単に接続料を下げるこことや、各社の事業規模等を考慮せず接続料差分の縮小を目的とした
見直しを実施することは不適切

(2) トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産

資産区分	資産の種類	配賦基準の見直し案	資産区分	資産の種類	配賦基準
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）	機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
	サービス制御系装置	回線数比		移動無線車等	ネットワーク資産額比
	電力設備	ネットワーク資産額比		以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）	工具、器具及び備品	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	鉄塔、鉄柱等	回線数比		土地	ネットワーク資産額比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）	リース資産		リースの対象となる資産に 関連する固定資産区分の 配賦基準に準じる
	鉄塔、電柱等	回線数比			
土木設備	管路等	回線数比		建設仮勘定	固定資産全体の固定資 産取得価額比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）	無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
端末設備		ネットワーク資産額比		交換機系ソフトウェア、障害対策シ ステム等	ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比		研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比			

2-2.原価の適正性の確保に向けた論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え方
<p>【ステップ1】</p> <ul style="list-style-type: none"> モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当としている。 この点、音声接続料については、各社とも需要が減少傾向となっている一方で、原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声／データ間の費用配賦についてトラヒック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることから、必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。 他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラヒック比に見直すような場合には、データ接続料への影響が想定されるところ、今後の配賦方法についてどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度、2024年度に実施されたモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、各資産・費用の適切な配賦ドライバは十分に議論のうえ整理済であり、本整理に則り算定された接続料であれば、適正性は確保されていると考えます。 まずは、上記の議論結果を踏まえ見直された接続会計に基づき算定される接続料（2025年度届出接続料）を検証いただくことから始めるべきと考えます。 今後予定されている空中線設備における各社の差分についての検証は、各社の資産管理方法等の違いについても考慮して議論する必要があると考えます。 単に接続料を下げるこや、各社接続料差分の縮小することを目的に以下2つの観点を無視して見直しをすることは不適切と考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 利用実態に則した適正なコスト回収 規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差分が生じること
<p>【ステップ2・3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にてご報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考えです。

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

3.利潤の適正性の確保に向けた論点

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え方
<p>■ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適當ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ないものと考えます。
<p>■ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、2025年度接続料までは見直し前の水準を維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、2026年度接続料以降となることが想定される）。費用配賦見直しについては、2024年度接続会計において更なる見直しが予定されている他、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適當とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適當ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則に則り届出予定の各種様式を通じて、検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

2024年6月に以下のとおり情報提供を実施済み

構成員限り

4-2. 需要の適正性の確保に向けた論点

※赤枠は構成員限り

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え方
<ul style="list-style-type: none"> MVNOからは、MNOとMVNOでの冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当としたが、状況が改善しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのかについて、2024年6月に案内しました。 MVNO殿に情報提供を行った結果、 [Redacted]
<ul style="list-style-type: none"> 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」(MVNOガイドラインp.21)、すなわち現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されるものと考えます。 設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考えます。また、MVNO殿は利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべきと考えます。

1. 予測値算定方法に関する論点
2. 原価の適正性の確保に向けた論点
3. 利潤の適正性の確保に向けた論点
4. 需要の適正性の確保に向けた論点
5. その他

5-1. 音声卸料金について

卸料金は接続料の改定にあわせて毎年見直しを実施
基本的に音声卸料金は音声接続料に一定程度連動

構成員限り

【音声卸料金推移】

構成員限り

5-2.MNP転送機能の法定機能削除

IP網への移行後は各社ENUM方式により番号解決を実施するため、
番号ポータビリティ転送方式は利用されない

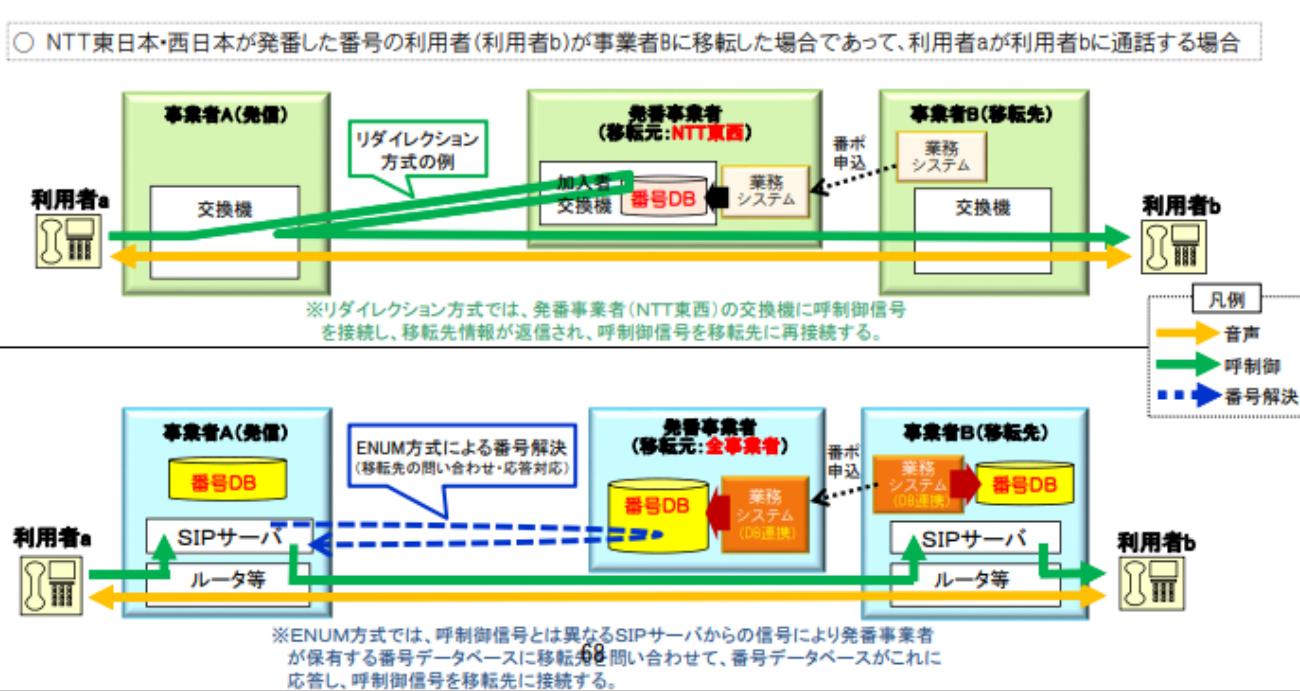
二種接続料規則第4条第1項による法定機能（アンバンドル機能）から、
番号ポータビリティ転送機能を削除すべき

構成員限り

※

現在のPSTN
片方向番号ポータビリティ

IP網への移行後
双向番号ポータビリティ



※出典：情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申参考資料 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000509967.pdf)

構成員限り

非常時における事業者間ローミングについてはMNO間で卸役務にて提供予定
当該卸役務は適正な競争関係に影響を及ぼさないため、**特定卸電気通信役務から除外すべき**
仮に除外されないとしても、当該サービスをMVNO殿に卸提供する必要はないことから
当該卸役務に関する提供義務・情報提示義務は生じないと整理すべき

電気通信事業法における規定

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる
卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二

2 特定卸電気通信役務（第一種指定電気通信設備又は第二種指
定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の
適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの
以外のものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、**正当な**
理由がなければ、その業務区域における**当該特定卸電気通信役務の提
供を拒んではならない。**

非常時における事業者間ローミングに関する検討会報告書にて整理された
以下の点を踏まえれば、当該卸役務が**適正な競争関係に影響を及ぼさな
いことは明白**

- ✓ 非常時ローミングは非常時の緊急通報を含めた**通信環境確保を
目的とした通信業界全体の取組み**
- ✓ **MVNOの利用者に対しても当該サービスの提供が約束されている**
➤ MVNO殿はホストMNO経由で事業者間ローミングの提供を受けら
れるため、**当該サービスをMVNO殿に卸提供する必要がない**

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え方
<5G (SA方式) の機能開放に向けた協議の状況> <ul style="list-style-type: none">本研究会第8次報告書において、5G (SA方式) 時代におけるネットワーク機能開放の推進について議論した結果、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当としている。特に、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当とし、事業者間協議が着実に進むよう、協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めるとしたところ。MNO各社からの報告の概要は次ページのとおりであるが、協議の状況等についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none">● [Red box]● なお、5G (SA方式) L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中です。したがって、アンバンドル機能についてはMNO各社において本方式の仕様・提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべきと考えます。
<IMS接続の協議状況> <ul style="list-style-type: none">本研究会第8次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があったが、協議の状況はどうなっているか。	<ul style="list-style-type: none">● [Red box]

当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え方
<p>＜卸電気通信役務の適正性の確保関係＞</p> <ul style="list-style-type: none">本研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適當（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適當としたところ、協議の状況はどうなっているか。	<p>● [Redacted]</p>

EoF